

ピティナ会員の皆様へ

あなたの教室と生徒をまもる

ピアノ教室あんしん保険

(塾総合保険)

教室の欠陥や教室でのレッスン中、教室の管理下における生徒の行為によって発生した対人・対物事故による損害を補償します。

保険期間

2020年4月1日午後4時から 2021年4月1日午後4時まで1年間

加入締切日

2020年1月31日(金)



この保険は、一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会を契約者とし、団体の構成員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般社団法人 全日本ピアノ指導者協会が有します。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

あなたの教室と生徒をまもる

ピアノ教室あんしん保険とは？

🎹 保険の仕組み

あなたの教室と生徒をまもる ピアノ教室あんしん保険は、次の2つの補償を組み合わせた保険です。

1. 教室賠償責任保険

教室の施設の欠陥や、教室の内外で行われる業務の遂行に起因する対人・対物事故(🏠1)について、被保険者(🏠2)である教室(またはその経営者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(🏠3)に対して、保険金をお支払いする保険です。

2. 教室生徒賠償責任保険

教室の管理下(🏠4)における生徒の行為に起因する対人・対物事故について、被保険者である教室の生徒またはその監督義務者が、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

🎹 補償の内容

(1) 保険金をお支払いする場合

1. 教室賠償責任保険

教室の施設の所有、使用もしくは管理または教室の業務遂行に起因して保険期間中に日本国内で発生した対人・対物事故(🏠1)について、被保険者(🏠2)である教室(またはその経営者)が、法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

2. 教室生徒賠償責任保険

教室の管理下(🏠4)におけ教室の生徒の行為に起因して保険期間中に日本国内で発生した対人・対物事故について、被保険者である教室の生徒またはその法定監督義務者が、法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

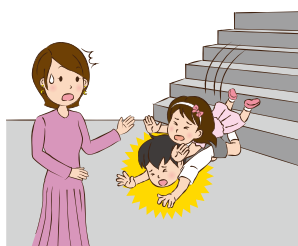
● 教室賠償責任保険の事故例

【施設に起因する事故】



レッスン中にピアノの蓋で生徒が怪我をした。

【業務の遂行に起因する事故】



先生の誘導が悪く、階段で生徒が将棋倒しになった。

● 教室生徒賠償責任保険の事故例



生徒がふざけて遊んでいるうちに他の生徒にケガをさせた。



生徒が誤って、ホール・施設内の備品を壊した。

🏠 用語解説

🏠1 対人・対物事故	賠償責任保険における対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、または他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)したことを【対物事故】とといいます。
🏠2 被保険者	この保険において補償を受けることができる方をいいます。この保険契約の被保険者は、次のとおりです。 ①教室賠償責任保険:教室(またはその経営者) ②教室生徒賠償責任保険:教室の生徒およびその法定の監督義務者 ③傷害担保特約条項(教室生徒用):教室の生徒
🏠3 損害	損害賠償金の支払や訴訟・調停・示談などにおける弁護士費用等の費用の支出をいいます。
🏠4 教室の管理下	レッスンに出席している間(休憩時間を含みます。)、レッスン開始前またはレッスン終了後に教室の施設内にいる間および教室が主催または共催する発表会、イベント(教室外部施設含む)等の行事に参加している間をいいます。

(2) お支払対象となる保険金の種類

① 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者(🏠2)が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金

! 法律上の損害賠償金については、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

② 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)

③ 損害防止軽減費用

対人・対物事故(🏠1)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害(🏠3)の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用

④ 緊急措置費用

対人・対物事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

⑤ 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(3) 保険金のお支払方法

① 法律上の損害賠償金は、ご加入された支払限度額(🏠5)を限度に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金 = ① 法律上の損害賠償金

②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)

お支払いする保険金 = ② 争訟費用 + ③ 損害防止軽減費用 + ④ 緊急措置費用 + ⑤ 協力費用

例外

「① 法律上の損害賠償金 > 支払限度額」となる場合は、② 争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

お支払いする保険金 = ② 争訟費用 × $\frac{\text{支払限度額}}{\text{① 法律上の損害賠償金}}$

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害(🏠3)については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

賠償責任保険部分共通

- 1 保険契約者、被保険者(🏠2)の故意
- 2 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 3 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- 4 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 5 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害(死亡を含みます。)(*)
- 6 被保険者の同居の親族に対する賠償責任

用語解説

🏠5 支払限度額

保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。教室賠償責任保険は、対人事故と対物事故について別々に、「1事故」につき設定しますが、対人事故に限り、「被害者1名あたりの支払限度額」も設定します。教室生徒賠償責任保険は、対人事故と対物事故について、共通で「1事故」につき設定します。

教室賠償責任保険

- 1 教室の施設の修理、改造、取壊し等の工事
- 2 自動車、原動機付自転車、航空機または昇降機の所有、使用または管理
- 3 施設外にある船、車両（自転車等人力によるものを除きます。）または動物の所有、使用または管理
- 4 教室の指導・助言の結果に起因して、**教室の管理下**（[㊦4](#)）にない間に生徒に発生した事故
- 5 被保険者の占有を離れた商品・飲食物や、占有を離れ教室の施設外にあるその他の財物
- 6 給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いつ出による財物の損壊
- 7 建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み

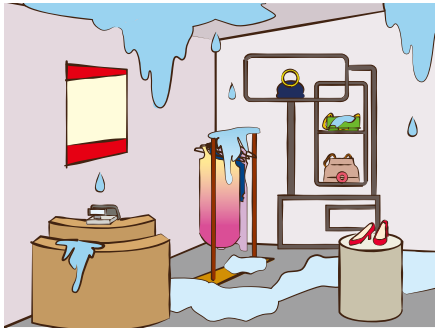
教室生徒賠償責任保険

- 1 被保険者の心神喪失
- 2 被保険者の、または被保険者の指図による暴行・殴打 等

●お支払いできない主な事故例

教室賠償責任保険

【漏水事故】



給排水設備からの漏水により、階下の店舗を水浸しにしてしまった。

【被保険者が管理する財物の損壊】



教室での指導のため図書館で借りてきた本を汚してしまった。

【自動車の使用に起因する事故】



出張レッスンに出かけた際に、車で生徒宅の外壁にぶつかった。

* 教室生徒賠償責任保険では、被保険者が家事使用人として使用する者が、被保険者の業務に従事中に被った身体障害については補償対象とします。

(5) 付帯されている特約

教室賠償責任保険にセットする特約

訴訟対応費用担保特約条項

この保険の対象となる**対人・対物事故**（[㊦1](#)）が発生し、損害賠償請求訴訟が提起された場合に、**被保険者**（[㊦2](#)）が応訴のために負担する事故の再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当な訴訟対応費用に対して、保険金をお支払いする特約です。

初期対応費用担保特約条項

この保険の対象となりうる**対人・対物事故**が発生した際に、被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当な初期対応費用に対して、保険金をお支払いする特約です。

教室生徒賠償責任保険にセットされている特約

傷害担保特約条項(教室生徒用)

被保険者である教室生徒が、教室の管理下(4)または教室と自宅との往復途上(学校から教室へ向かう途上を含みます。)において、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、右記のいずれかに該当した場合に、保険金をお支払いする特約です。

死亡	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合
後遺障害	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院	事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合
通院	事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合

●保険金のお支払い方法

死亡保険金	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(*1)
後遺障害保険金	後遺障害等級に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。
入院保険金	入院の実日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。支払対象となる入院の日数は、180日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金はお支払いできません。(*2)
通院保険金	通院の実日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。支払対象となる通院の日数は、90日が限度となります。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。(*3)

*1 同一の被保険者について既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いしている金額を差し引いてお支払いします。

*2 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても、入院保険金は、重複してはお支払いできません。

*3 通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても、通院保険金は、重複してはお支払いできません。

❗ 次の事由により生じた損害については、保険金はお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取る者の故意または重大な過失
- ② けんかや自殺・犯罪行為
- ③ 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故
- ④ 脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑤ 妊娠、出産、流産、早産、外科的手術などの医療処置(外科的手術などの医療処置によって生じた傷害が保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。)
- ⑥ むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ⑦ 戦争、暴動および地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質の有害な特性等

🎵 保険期間

保険期間は、2020年4月1日~2021年4月1日の1年です。

保険責任は、保険期間の始期日の午後4時に開始し、満期日の午後4時に終わります。

夏休み中のみなど、短期間開催される教室については、開催期間にあわせてご契約も可能です。詳細については、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

🎵 ご加入条件

(1) 支払限度額・保険金額

教室賠償責任保険	対人	被害者1名	2,000万円	初期対応費用担保特約	1事故	100万円
		1事故	1億円		見舞費用支払限度額	10万円
教室生徒賠償責任保険	対物	1事故	100万円	傷害担保特約	死亡・後遺障害	100万円
		1事故	2,000万円		入院	1,000円
訴訟対応費用担保特約	対人・対物共通	1事故	100万円		通院	500円

(2) 保険料(一時払) / 年額

生徒数	1~25名	26~50名	51~100名	101名以上
保険料	10,000円	15,000円	19,000円	1名あたり200円

🎵 Q&A

Q 体験レッスン中の生徒も被保険者に含まれますか?

A 含まれません。被保険者は、教室に在籍する生徒です。体験レッスン中の生徒は、まだ在籍しているとは言えませんので、被保険者に含まれません。

Q 生徒を引率するような発表会や教室外中に発生した事故は対象となりますか?

A 教室が主催する発表会等、生徒を引率するケースも対象となります。教室外であることをもって対象外となることはありません。ただし教室外活動リスクだけに限ったご契約はできませんのでご注意ください。

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく(*)、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(*) 傷害担保特約条項(教室生徒用)については、事故発生の日からその日を含めて30日以内とします。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご契約者からこのパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置さください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご加入の際のご注意

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

●通知義務

ご契約後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

傷害保険担保特約条項(教室生徒用)を除き、この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社の代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※) 保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

重大事由による解除について

以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にご契約に基づく保険金を支払わせること目的として損害を生じさせた場合
- ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

このパンフレットは、塾総合保険の概要についてご紹介したものです。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である団体の代表者にお渡ししています保険約款(賠償責任保険普通保険約款、塾特別約款、塾生徒特別約款および付帯する特約条項)をご確認ください。保険約款等の内容の確認を希望される場合は、団体までご請求ください。また、保険金のお支払条件・ご加入手続き、その他、ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808**
ナビダイヤル

<通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

ピアノ教室あんしん保険(塾総合)加入依頼書

<ご加入時の確認事項>
私は、契約者である企業または団体の構成員であることを確認し、団体に対してこの保険契約への加入を依頼します。また、私は、裏面に記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容について確認の上、同意いたします。

加入依頼日	年 月 日	区分	新規	脱退	ピティナID
-------	-------	----	----	----	--------

☆加入者名 (被保険者)	カナ 漢字	申込印 ご加入時の確認事項 確認印兼用
-----------------	----------	---------------------------

加入者住所	〒	カナ 漢字	電話番号
	—	—	

保険料算出基礎数字 (生徒人数) ※本加入依頼書記載時点	人
---------------------------------	---

加入内容	保険期間	令和 2年 4月 1日 午後4時 ~ 令和 3年 4月 1日 午後4時			
	加入タイプ	A	B	C	D
	生徒数	1名~25名	26名~50名	51名~100名	名 (101名以上)
	保険料	10,000円	15,000円	19,000円	名 × 200円(1名あたり) = 円

告知事項申告欄 どちらかに○をお付け下さい	1 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ	★他の保険契約等(※)	あり	会社名	保険等の種類
	2 本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)	はい	いいえ		なし	満期日	保険金額(支払限度額)
	3 上記1、2のいずれかが「はい」の場合は、その具体的な内容を記入				(※) 共済契約を含みます。		

支払限度額・免責金額※			
対人事故	1名につき	2,000	万円
	1事故につき	1	億円
対物事故	1事故につき	100	万円
初期対応費用 (うち対人見舞金: 1名、1事故につき)	1事故につき	100	万円
		10	万円
訴訟対応費用	1事故につき	100	万円

<告知義務>
★または★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

<通知義務>
ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

19-U04473 2019年11月作成

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

お問い合わせ先・事故時の連絡先

<代理店>

保険のひびき (担当:関 智秀)

〒158-0083 東京都世田谷区奥沢7-3-13 プチプラン3F

TEL.03-6659-5751 (受付時間:平日9:00~17:00)

FAX.03-6659-5752

<保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社
(担当課)

広域法人部 法人第一課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL.03-3515-4147 (受付時間:平日9:00~17:00)

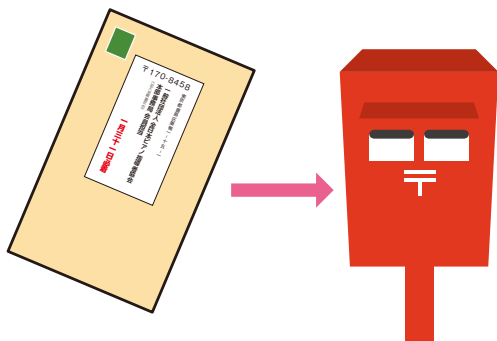
ピアノ教室あんしん保険

加入依頼書 郵送申込方法

① ご加入方法

加入依頼書に必要な事項(①～⑨)をご記入いただき、封筒に下記宛名票を貼って、ピティナ本部事務局までご送付ください。

※封筒・郵送費はお客様でご用意いただきますようお願いいたします。



下記宛名票を
切り取って封筒に
貼ってください



宛名票

✂キリトリ

② 申込締切日

2020年1月31日(金)
必着

③ 保険料払込方法

- 会費支払いが口座振替
またはクレジットカード決済の方
2020年度会費(2020年2月25日
引落・決済)とあわせて
お引落し・決済いたします。
- 会費支払いが振込の方
保険料の振込票を別途郵送いたします。
(支払期日:2月25日)

〒170-8458

東京都豊島区巢鴨一―十五―一
一般社団法人全日本ピアノ指導者協会
本部事務局 会員担当
《加入依頼書在中》

一月三十一日必着

キリトリ✂